(2)直轄国道の維持管理

「国道（国管理）の維持管理等に関する検討会」のとりまとめを踏まえ、国道（国管理）におけるサービス目標の設定と維持管理基準の見直しを行うとともに、引き続きデータの収集・分析により効率的な維持管理に努める。

【維持管理基準(案) 抜粋】

1．巡回
- 50,000台以上／日 ：原則 1日に1回
- 5,000台以上／日～50,000台未満／日未満 ：原則 2日に1回
- 5,000台未満／日 ：原則 3日に1回

2．清掃
路面清掃(以下を目安に塵埃量に応じた適切な頻度を設定)
- 年間 12回(三大都市内)
- 年間 6回(DID地区内)
- 年間 1回(上記以外)

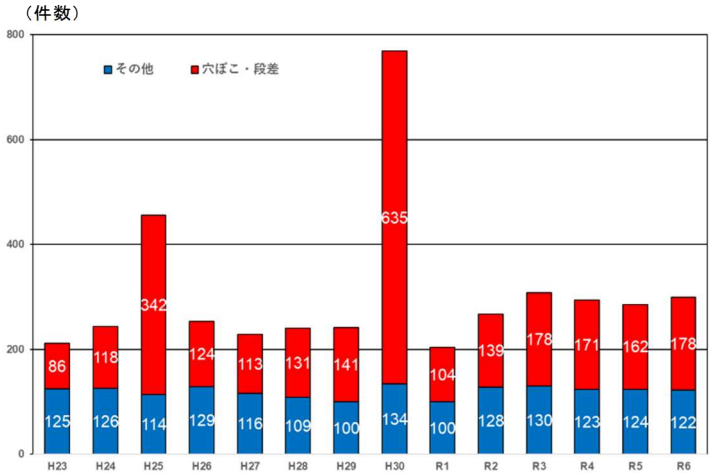
3．除草
以下の繁茂状況を目安に実施
- ・建築限界内の通行の安全確保ができない場合
- ・運転者からの視認性が確保できない場合

4．剪定
- 高木・中低木 3年に1回程度を目安
 樹種による生長速度の違い等を踏まえて実施
- 寄植 1年に1回程度を目安

5．除雪
安全で円滑な冬季道路交通の確保が図られるよう、
- ・新雪除雪は5～10cm程度の降雪量を目安に実施
- ・凍結防止剤散布は20g／m²程度を目安に実施

【直轄国道における管理瑕疵件数の推移】

（管理の瑕疵に係る損害賠償支払件数）



※H25 及び H30 は融雪期に凍結融解作用により舗装損傷事案が多数発生

道路緊急ダイヤル（#9910）の周知と通報協力による情報収集

【通報件数の推移】

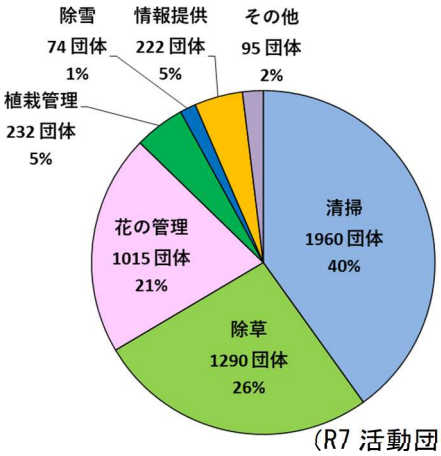
→52,042（R5）→51,724（R6）→63,938（R7）

ボランティア･サポート･プログラム（VSP）による地域と協働した道路管理の実施。

【清掃活動の状況】



【活動内容】（R8.4.1 現在）



（R7 活動団体数：2,270）

※休止中団体を除く

※1 団体が複数の活動を行っている場合は、
活動内容ごとに重複計上